

## 令和5年沼津市教育委員会 第9回定例会会議録

1 日 時 令和5年9月6日(水)  
午後2時58分～3時53分

2 場 所 沼津市立図書館 4階 講座室

### 3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名(土屋委員 佐藤委員)

(3) 議案

(4) 報告事項

報告事項1 わたしの主張2023静岡大会の結果について

(5) その他

(6) 協議事項

協議第3号 令和4年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について

協議第4号 専決処分の報告について(学校事故損害賠償額の決定)

協議第5号 損害賠償の額を定めることについて

(7) 報告事項

報告事項2 交通事故に係る指導措置について

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、委員 土屋葉子、委員 重光純、委員 佐藤清子、  
教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 山崎巖、  
教育企画課長 原将史、学校管理課長 齋藤忠興、沼津市立沼津高等学校事務長 藤井義昭、  
学校教育課学校給食室長 渡邊偉智洋、教職員研修センター所長 中嶋記恵子、  
文化振興課長 林敬博、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 山本浩司、  
学校教育課副参事(教職員担当)兼教育委員会青少年教育センター所長 田中亮輔、  
文化政策室長 奥谷能之、図書館事務長 中澤芳子、子育て支援課長 山岡洋子、  
教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

### 5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後2時58分開会を宣言する。

奥村教育長 西の方から重苦しい雲が近づいてきており、本日はこの後、雨が降る予報である。いつもより若干気温が低いため、過ごしやすく感じる。先週、ある小学校に訪問し、帰るとき、電線に2羽のカラスが騒がしく鳴きながら止まっていた。鳴き声が止まった瞬間、バタッと音がしたので駆け寄って見ると、1羽が歩道に横たわっており、既に息を引き取った状態だった。全身黒い羽根で覆われているカラスがどのように体温調節をしているのか分からないが、熱中症で気を失いそのまま落下したのかもしれないと思った。人間に限らず、生き物にとっても、まさに命の危険に迫る暑さがこのところ続いている。しばらくその周囲をもう1羽のカラスが心配そうに何度も鳴きながら飛びまわっている光景も印象に残っている。

ちなみに、道端等で野生鳥獣を発見した場合にどこへ連絡したらよいか御存知か。生存が確認できる場合には、市役所内の農林農地課である。ペットの場合は、環境政策課になるようだ。また残念ながら息を引き取った状態の場合には、ゴミ収集課に処理していただく。ただし、鹿やイノシシなどの大型の野生動物は農林農地課である。子供たちには触らないよう周知徹底をお願いした。まだまだ危険な暑さは続くことと思うが、本日も、適切な水分補給と換気や冷房による室温調節に留意しながら会議を進めていきたいと思う。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、佐藤委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

<議案>

奥村教育長 日程(3) 議案は、本日は案件なし。

<報告>

奥村教育長 日程(4) 報告事項である。

報告事項1 わたしの主張2023静岡大会の結果について

<令和5年8月22日に長泉町文化センターパルフォーレで静岡県大会が行われた。沼津市出場者の結果は、長井崎小中一貫学校9年の大城柚稀さんが最優秀賞を受賞、片浜中学校3年の杉山奈生さんが優秀賞を受賞となった。>  
(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。この日は定例教育委員会があり、こちらの県大会を聞きに行きたかったが叶わなかった。大城柚稀さんは、地元情報誌『うらっち』の編集作業に、小学生の頃から大人たちに混ざって携わっている。その取材をしていく中で、「自分が住んでいる地域はどんどん過疎化が進んでいるが、自分自身は地元が大好きで、誇りと愛着を持っている。これからも地域に様々な貢献をしていきたい。」といった趣旨の話をしたと認識している。まさに、貴き志を持つ人づくりの一つの現れかと思っている。全国大会に出場するにはさらに広範囲の代表者と競うことになるが、何としてでも全国大会に出場してもらいたいと願っている。20市町ある東部管内において、沼津市から2人も県大会出場者に選ばれたこと、さらにその中でもこういった素晴らしい結果が出たことは大変誇り高いことだと思う。ほかに何かあるか。ないようであれば、本件は報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程(5) その他である。

何かあるか。なければ、残る日程については非公開とさせていただきます。

協議事項については9月市議会定例会に上程する案件であり、公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、市議会が閉会したため公開する。

<協 議>

奥村教育長 日程（6）協議事項である。

協議第3号 令和4年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について

<令和4年度沼津市一般会計に歳入歳出全体、教育委員会所管の所属別内訳及び  
款目別歳出集計について>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御意見、御質問等があればお願いしたい。

佐藤委員 自然体験施設費とあるが、自然の家は委託になっている。どこを指すのか。

生涯学習課長 自然体験施設費は、戸田にあるゆめとびら舟山の運営管理費である。

佐藤委員 西浦の市民の森は違うのか。

生涯学習課長 市民の森は、緑地公園課の管轄になる。

奥村教育長 昨年度も出たかもしれないが、決算の歳出集計で、教育総務費（97.3%）と高等学校費（98.2%）については、予算に対して執行率が高い。中学校費（87.2%）と小学校費（91.5%）について不用額の要因を詳しく教えてもらいたい。

学校管理課長 工事請負費で言うと、昨年の小学校営繕改修事業では予算額1億5,700万程度の設計に対して、支出済額としては1億3,100万円程度である。入札差金による不用額ということで、予定していた事業を執行する中で差金は不用額として残しておくということになっている。

奥村教育長 予算を組んだ額と、入札をして実際に工事をした額に差が生じるということか。  
学校管理課長 学校管理課において住宅営繕課等と併せて設計し、その設計額の通知に基づいて業者が札を入れた結果、金額が決まる。

佐藤委員 入札はオープンカウンターなのか。

学校管理課長 契約検査課に希望を申し出ている業種に応じて指名入札を行っている。

奥村教育長 ほかにいかがか。

子育て支援課長 幼稚園費の不用額について、2,400万円以上出ている。主に教育振興費だが、私学助成の幼稚園の保育料が3歳から5歳まで無償化になった。施設は直接保育料を利用者から徴収しているため、その分は施設に払えなくなり、こちらからの給付になる。不用額となってしまうのは、助成を受ける幼稚園の利用人数が予算より下回ったためである。

重光委員 歳入のふるさと応援基金繰入金とは何か。

教育次長 ふるさと納税を担当する課が各事業に繰入金として振り分けている。こちらをふるさと応援基金繰入金としている。

奥村教育長 ふるさと納税をされる方に、例えば「子供の教育について」や「市長に一任する」などといった項目を選んでもらうことになっている。そういう分野別で、教育に振り分けられた分ということか。

教育次長 教育委員会として持っている各事業別に振り分けていただいたお金の合計ということである。

奥村教育長 ふるさと納税については、沼津市は令和3年から4年にかけて返礼品目も増え、

一気に伸びて寄付金額が上がったと思う。今後も安定しているものではないが、維持努力をしているお陰でこういったことが叶っている。

土屋委員 全体的に見て、例年と比較した令和4年度の特徴があれば教えていただきたい。  
学校教育課長 コロナ禍の影響で、令和3年度については学校行事を縮小して行っていたが、令和4年度については、極力取り組んでいこうと計画はしていた。しかし、昨年この時期、再びコロナの流行かつ5類移行前ということもあり、予算をとって計画はしたが実際に実行するには至らなかったという事例が多かった。

奥村教育長 ほかにいかがか。

学校給食室長 令和4年度については、国からの地方交付税交付金を活用し、10月から翌3月までの給食費を無償化とした。例年、決算の款【諸収入】項【雑入】に給食費が含まれているが、昨年度は国庫補助金の中から3億5,900万円を充てているため、その点が例年と大きく異なっている。

学校管理課長 費用面において、コロナ禍やロシアの侵攻の影響もあり、燃料費の高騰から学校施設における光熱費が非常に大きく上がったという特徴がある。令和3年度時点の光熱費は小学校が1億3,100万円、中学校が7,400万円だったのに対して、令和4年度は小学校で7,000万円増額、中学校で4,000万円増額と非常に上がった。

奥村教育長 年度途中で予算が底を尽いてしまった印象である。学校訪問の際には、命の危険に関わるエアコンの使用を除いて、節電等の呼びかけを行った。  
御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第3号 令和4年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり9月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。協議第3号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。  
協議第4号及び協議第5号は2件とも令和5年6月2日の強風による案件となるため、2件併せて説明をさせていただく。

協議第4号 専決処分報告について（学校事故損害賠償額の決定）

＜沼津市立金岡小学校の校名看板による物損事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により市長が専決処分したことにつき、同条第2項の規定により令和5年9月市議会定例会に報告することについて協議する。＞

協議第5号 損害賠償の額を定めることについて

＜沼津市立金岡小学校の校名看板による物損事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定めるにあたり、令和5年9月市議会定例会に議案を提出することについて協議する。＞

（学校管理課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。児童や教員に直接の被害がなくて良かった。本件に対する御意見、御質問はいかがか。

重光委員 看板が落下したことで損害賠償を認めるということは、学校側に過失があり設置の仕方に問題があったと認定したということか。また、落下した看板という

- のはどのくらいの大きさのものであったか参考までに教えていただきたい。
- 学校管理課長 設備の点検等においては、日常的にやっているはずだが、今回落下した看板はボルトが緩んでいたことが確認されたため学校施設の責任とした。看板については、1メートル四方のポリエチレン製で、重さは5kg程度である。
- 奥村教育長 設置してある場所が人の手が届かない所であることから、業者等に定期点検をお願いしているものなのか。
- 学校管理課長 建築基準法によって法的に行っている点検は、3年に1度建築士に業務委託をし、点検をお願いしている。このほかに日常の点検として、学期ごとに設備に落下物の危険がないか学校にも点検をお願いしている。
- 奥村教育長 今回は業務委託の点検によって発見されなかったということか。
- 学校管理課長 強風の直前の時点では、ボルトが緩んでいることは指摘されなかった。後日聞いたところによると、そういった事情があったことがわかった。
- 佐藤委員 なぜ屋上に看板が設置されているのか。ほかにも同様に設置されている学校はあるのか。
- 学校管理課長 学校については、それぞれの地域のコミュニティの中心であり、防災時の避難場所として目立つ必要もあることから、全国的に見ても学校名を知らせるような校名看板が設置されていることが多い。市内でも金岡小学校を含む16校が学校名を看板として屋上に表示している。
- 佐藤委員 全く気が付かなかった。保険の支払いについては、教育委員会決算の支出の中に含まれているのか。
- 学校管理課長 こちらは決算額の中には入らない。
- 奥村教育長 教育委員会が契約している保険会社から被害者に保険金が支払われるということではどうか。
- 学校管理課長 そういうことである。ただし、保険料については決算額に含まれている。
- 奥村教育長 御意見も尽きたようなので、1件ずつお諮りする。協議第4号 専決処分 of 報告について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第4号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。
- 続いて協議第5号 損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第5号について、原案の通り9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

---

報告事項2は、人事案件であるため非公開とする。

奥村教育長 以上をもって本日の定例会を閉会する。

午後3時53分 閉会